



志布志市 SDGs推進方針

令和3年8月

志布志市

志布志市SDGs推進方針概要

I 策定の背景と目的

1 策定の背景

(1) 国際連合における取組

- ▽平成27（2015）年に国連において先進国と発展途上国が取組むべき国際社会全体の普遍的な目標として、持続可能な開発のための2030アジェンダが採択
- ▽2030アジェンダは、世界全体の経済、社会、環境の三側面を不可分なものとして調和させる統合的取組として作成
- ▽持続可能な開発目標（SDGs）として17のゴールと169のターゲットが掲げられる

(2) 国における取組

- ▽2030アジェンダの採択を受けSDGs推進本部会を設置
- ▽国家戦略として「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を策定
- ▽ビジョン：国内実施、国際協力の両面において、世界を、誰一人取り残されることのない持続可能なものに変革し、2030年までに、国内外においてSDGsを達成することを目指す

(3) 本市のSDGsに関連するこれまでの取組

- ▽紙おむつ再資源化の取組に見られるSDGs達成に通じる先導的な取組
- ▽第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定
- ▽SDGsアイデアブック制作

2 策定の目的

- ▼国際社会全体の共通目標であるSDGsの達成に貢献
- ▼本市の将来にわたる持続的な発展をより効果的に図る
- ▼志布志市が担う地域の先導役としての役割を果たす



II SDGsの推進に向けた基本的な考え方

1 策定方針の考え方

- ▼総合振興計画と同様の方向性であることを踏まえ総合振興計画を推進することを基本に市としてSDGsの達成に寄与する取組を進める上での考え方を取りまとめ

2 SDGs推進の姿勢

- ▼総合振興計画の推進を基本に、SDGsの理念や国の動向等を踏まえながら各施策や事務事業を実施することで、全庁をあげてSDGs達成に寄与する取組を推進
- ▼実現にあたっては、職員の理解の深化、各施策や事務事業の連携、多様なステークホルダーとの連携を図る

3 方針の期間

- ▼SDGsの目標期間である2030年まで



III 推進方策

1 推進体制

- ▼総合振興計画に基づく各施策や事務事業等を通じて推進するという前提に立ち、総合振興計画策定委員会を活用し全庁的な取組としての浸透を図る
- ▼令和4年度以降は別途検討

2 取組の推進を図るための方策

(1) 各種計画等への反映

- ▽各種計画や方針等の策定や改定にあたっては、経済・社会・環境の三側面の調和や統合的な向上を図るために、全庁的な視点での施策との連動、影響等も踏まえた検討を行う
- ▽SDGsの要素を的確に反映し、可視化するため、17のゴールとの対応の整理等を行う

(2) 国等との連携

- ▽交付金や制度等を積極的に活用した事業展開を図る

(3) 多様な主体との連携

- ▽取組の効果を高めるため多様な主体と連携
- ▽民間事業者等との包括的な連携を積極的に活用

(4) 職員への理解浸透

- ▽職員研修等の実施

(5) 積極的な周知・啓発活動

- ▽SDGsに係る市内企業等の活動について市内外に向けた情報発信
- ▽SDGsと関連性の高いイベント等での情報発信

(6) 契約等での配慮

- ▽市の契約等がSDGsを踏まえた内容となるよう配慮
- ▽事業者等のSDGsを踏まえた社会貢献活動等への配慮

(7) パイロット事業

- ▽先導的なパイロット事業を創造

3 進行管理

- ▼総合振興計画と一体的に行う

目次

| | |
|-------------------------|---|
| I 策定の背景と目的 | 2 |
| 1 策定の背景 | 2 |
| (1) 国際連合における取組 | 2 |
| (2) 国における取組 | 3 |
| (3) 本市のSDGsに関連するこれまでの取組 | 4 |
| 2 策定の目的 | 4 |
| II SDGsの推進に向けた基本的な考え方 | 4 |
| 1 方針策定の考え方 | 4 |
| 2 SDGs推進の姿勢 | 5 |
| 3 方針の期間 | 5 |
| III 推進方策 | 5 |
| 1 推進体制 | 5 |
| 2 取組の推進を図るための方策 | 5 |
| (1) 各種計画等への反映 | 5 |
| (2) 国等との連携 | 6 |
| (3) 多様な主体との連携 | 6 |
| (4) 職員への理解浸透 | 6 |
| (5) 積極的な周知・啓発活動 | 6 |
| (6) 契約等での配慮 | 6 |
| (7) パイロット事業 | 6 |
| 3 進行管理 | 7 |

I 策定の背景と目的

1 策定の背景

(1) 国際連合における取組

地球規模で人やモノ、資本が移動するグローバル経済の下では、一国の経済危機が瞬時に他国に連鎖するのと同様、気候変動、自然災害、感染症といった地球規模の課題もグローバルに連鎖して発生し、経済成長や、貧困・格差・保健等の社会問題にも波及して深刻な影響を及ぼす時代になってきています。

このような状況を踏まえ、平成 27(2015)年に国際連合において、持続可能な開発のための 2030 アジェンダ(以下「2030 アジェンダ」という。)が採択されました。この中には、持続可能な開発目標(以下「SDGs」という。)である 17 のゴール(目標)と 169 のターゲット、232 の指標が掲げられています。

これは、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標であり、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を不可分のものとして調和させる総合的取組でもあります。

つまり、日本を含む各国、また、政府や民間セクター等のあらゆる主体を動員して取組を推進することが求められており、地方自治体も密接して取組を進める必要があります。

【SDGsの概要】

持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



持続可能な開発目標(SDGs)には、2030年を期限とする包括的な17のゴールと細分化した169のターゲットが設定されており、誰一人取り残さない社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に、統合的に取り組むこととしています。

取組の推進に当たっては、今できることの積み重ねではなく、2030年のゴールに向けて逆算して現在の行動を決めるバックカスティングの考え方が採用されています。

SDGsを理解する上で、押さえておくポイントは以下の6点です。

▽世界共通の目標(17のゴール、169のターゲット)

▽ステークホルダー(多様な主体:市民、市民団体、企業、行政、学校等)の連携が重要

▽誰一人取り残さないこと

▽経済・社会・環境の三側面の調和は不可分なもの

▽バックカスティングの考え方

▽2030年为目标期限

(2) 国における取組

国においては、2030アジェンダの採択を受け、国家戦略として、「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部」の設置や「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」の策定が行われました。実施指針(平成28年12月22日SDGs推進本部会議決定(令和元年12月20日一部改定))には、「我々は、これまでと異なる決意をもって、国内における経済、社会、環境の分野での課題や、これらの分野を横断する課題に関して、共通の問題を抱える世界の国々と協力しながらSDGs達成に向けた取組を強化しつつ、国際協調主義の下、国際協力への取組も一層加速していく必要がある。」と謳われています。また、「国内実施、国際協力の両面において、世界を、誰一人取り残されることのない持続可能なものに変革し、2030年までに、国内外においてSDGsを達成することを目指す。」というビジョンも掲げられています。

地方自治体に対しては、各種計画や戦略、方針の策定や改定に当たりSDGsの要素を最大限反映することを奨励しつつ、関係府庁省の施策等も通じて、関係する多様な主体(ステークホルダー)との連携の強化を図るなど、SDGs達成に向けた取組を促進することを求めています。

(3) 本市のSDGsに関連するこれまでの取組

本市は、平成18年1月1日の合併以降、「志”あふれるまち」を基本理念としながら、「継承」、「挑戦」、「共生・協働・自立」、「活力」の4つの理念をもってまちづくりを行ってきました。

そのような中、特に環境の分野においては、世界初となる「使用済み紙おむつ再資源化技術」の実証実験に企業と共同して取り組んでいることなどから示されるように、SDGs達成に通じる先導的な取組を実践してきています。

さらに、令和2年3月に策定した「第2期志布志市まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、SDGsの基本理念に沿って持続可能なまちづくりや地域活性化に向けた取組を推進することを謳いました。そこで掲げた基本目標や各プロジェクトは、SDGsを原動力としながら取組の一層の充実・深化を図ることとしています。

令和2年度から進めているSDGsアイデアブック制作事業については、これからの地域を担う高校生に働きかけ、SDGsの視点から地域の有り様を切り取り冊子化しようとするものです。高校生や市民の地域への課題意識や貢献意識の深化を図ることに加え、企業との協働の要素や市内外へ本市のSDGsを発信する要素も含んでおり、本市におけるSDGs推進の先駆的な取組となっています。

2 策定の目的

経済危機や気候変動、自然災害、感染症といった地球規模の課題が連鎖的に発生し、経済成長や社会問題にも波及して深刻な影響を及ぼす時代において、2030アジェンダや国の実施指針においては、地方自治体もSDGs達成に向けた不可欠な主体でありパートナーであると位置付けられています。

また、これらの課題解決に向けた取組は、本市を取り巻く課題とも共通しており、市の活動はいずれもSDGsの達成につながるものと言えます。

このようなことから、国際社会全体の共通目標であるSDGsの達成に向け、市として一層貢献するとともに、本市の将来にわたる持続的な発展をより効果的に図る必要があります。

本方針は、本市が担う地域の先導役としての役割を果たすため、SDGs推進の方向性及び取組について示すものです。

II SDGsの推進に向けた基本的な考え方

1 方針策定の考え方

本方針については、SDGsが第2次志布志市総合振興計画(以下「総合振興計画」という。)の基本構想に掲げる目指すべき将来都市像「未来へ躍動する創造都

市」と同様の方向性であることから、総合振興計画を推進することを基本としつつ、市として SDGsの達成に寄与する取組を進める上での考え方を取りまとめます。

2 SDGs推進の姿勢

国の実施指針においては、「国内実施、国際協力の両面において、世界を、誰一人取り残されることのない持続可能なものに変革し、2030年までに、国内外において SDGs を達成することを目指す。」とされています。本市においても、総合振興計画の推進を基本に、SDGsの理念や国の動向等を踏まえながら各施策や事務事業を実施することで、全庁的に SDGs達成に寄与する取組を推進します。

また、その実現に当たっては、職員一人ひとりが SDGsの趣旨を十分に理解し、誰一人として取り残さないことや持続可能な開発について強く意識した事業展開を図ることをはじめ、各施策や事務事業の連携、市民や事業者、団体等の多様なステークホルダーとの連携を図ることにより、経済・社会・環境の三側面の調和や統合的な向上を目指した取組を推進します。

3 方針の期間

SDGsが 2030 年を目指した目標であることから、取組期間を 2030 年までとします。なお、本方針については、国の実施指針を基本とした考え方により進めることから、その改定等の時期に合わせて見直しを検討するものとします。

Ⅲ 推進方策

1 推進体制

本方針に基づき SDGsの推進を図る上での初年度となる令和3年度については、総合振興計画に基づく各施策や事務事業等を通じて推進するという前提に立ち、総合振興計画策定委員会を活用し、全庁的な取組としての浸透を図ることとします。

令和4年度以降については、新たな庁内組織の立ち上げ等も含めて検討していくこととします。

2 取組の推進を図るための方策

(1) 各種計画等への反映

各種計画や方針等の策定や改定に当たっては、経済・社会・環境の三側面の調和や統合的な向上を図るために、全庁的な視点での施策との連動、影響等も踏まえた検討を行うこととします。また、SDGsの要素を的確に反映し、可視化す

るため、17のゴールとの対応の整理等を行うものとします。

(2) 国等との連携

統合的な視点を踏まえた事業展開を図るため、国の実施指針やアクションプランを勘案し、他自治体の先進事例等も参考にしながら、交付金や制度等を積極的に活用した事業展開を図るものとします。

(3) 多様な主体との連携

関係する多様な主体(ステークホルダー)との連携強化が国からも求められており、これらの参画は各取組の効果を高めることにもつながることから、市民や地域の団体、企業、学校、他の自治体などと連携して取組を進めるものとします。

また、本市においては民間事業者等提案制度による民間事業者等との包括的な連携を進めていることから、積極的に活用するものとします。

(4) 職員への理解浸透

職員一人ひとりがSDGsの理念や意義等について理解を深め、さらには市が、市民や企業、団体等の主体的な行動を促す先導役となるため、職員研修等を実施し職員の理解浸透を図ります。

(5) 積極的な周知・啓発活動

SDGsの積極的な周知、啓発のため、SDGsに先導的に取り組む企業や市民団体等の活動にスポットを当て、情報発信を行います。

また、SDGsとの関連性が高い事業やイベント等の実施に当たっては、情報発信を積極的に行うなど、あらゆる機会を通じてSDGsの理念の共有や理解の向上に向けて取り組みます。

(6) 契約等での配慮

SDGsの達成に向けた動きをより具体化していくため、市の契約等が、その目的や内容に応じて、SDGsを踏まえた内容となるよう配慮します。

また、SDGsを活用し、社会的責任を果たそうとする事業者等の育成につながるため、市の契約の締結に当たっては、事業者等のSDGsを踏まえた社会貢献活動等へも配慮します。

(7) パイロット事業

SDGsの達成に向けた取組をより効果的に推進するため、未来のあるべき姿を見据えた先導的なパイロット事業を創造します。

3 進行管理

本方針の取組については、総合振興計画に基づく各施策や事務事業等を通じて推進するため、進行管理については総合振興計画と一体的に行うこととします。

志布志市 SDGs推進方針

令和3年8月

発行 志布志市 企画政策課

〒 899-7192

鹿児島県志布志市志布志町志布志二丁目1番1号

電話 099-472-1111(代表)